

◎ 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）が平成12年6月1日に施行され、大規模小売店舗の新設及び変更等を行う場合は、法に基づく届出が必要となっております。

これは、大規模小売店舗を設置している者（建物所有者）に対し、周辺地域の生活環境を保持するために適正な配慮を求めることを目的としており、添付資料のような新設及び変更等を行う場合には、届出を行うこととされています（届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則が科されます。）。

また、大店立地法第4条の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」が再改定され、平成19年7月31日から適用されていることをお知らせいたしますので、あわせてご留意いただくようお願いいたします。

※関係資料につきましては、経済産業省のホームページをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittiho.html>

なお、詳細については山梨県産業政策部産業政策課（電話055-223-1532）までお問い合わせください。

I 既存店の変更届出（大店立地法附則第5条第1項）

1 既存の大規模小売店舗（既存店）

- (1) 旧大店法の手続きを経て開店した店舗で、大店立地法施行の際（平成12年6月1日）に小売業が行われている店舗面積の合計が1,000㎡を超えるもの
- (2) 大店立地法施行前に開店した生協、農協等の店舗のうち、店舗面積の合計が1,000㎡を超えるもの

2 既存店で変更の届出が必要となる事項（平成12年6月1日以後に行う最初の変更）

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

※「既存店」が大店立地法に基づく届出を行った後は、「Ⅲ 立地法店舗（大店立地法による届出をした店舗）の変更届出」によります。

3 留意事項

「店舗面積の合計」及び「施設の配置に関する事項」の変更については、原則として届出の日から8月間は変更が制限されます。

4 既存店で変更の届出が不要な事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

※「既存店」が大店立地法に基づく届出を行った後は、上記の事項について変更した場合にも、届出が必要となります。

II 新設届出（大店立地法第5条第1項）

1 大規模小売店舗の新設

- (1) 新しい建物を建設し、店舗面積が1,000㎡を超える場合
- (2) 既存の建物を増築してその店舗面積を増加し、1,000㎡を超える場合
- (3) 既存の建物の全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超える場合

2 届出が必要となる事項（法第5条第1項）

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 留意事項

原則として届出の日から8月間は新設による営業はできません。

Ⅲ 立地法店舗（大店立地法による届出をした店舗）の変更届出

（大店立地法第6条第1項及び第2項）

- 1 事後に届出が必要な事項（法第6条第1項）
 - （1）大規模小売店舗の名称及び所在地
 - （2）大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 2 事前に届出が必要となる事項（法第6条第2項）
 - （1）大規模小売店舗の新設をする日
 - （2）大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - （3）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - （4）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 3 留意事項

「店舗面積の合計」及び「施設の配置に関する事項」の変更については、原則として届出の日から8月間は変更が制限されます。

- 4 立地法店舗において届出が不要な場合
 - （1）一時的な変更を行う場合
 - （2）大規模小売店舗の新設をする日の繰り下げを行う場合
 - （3）大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる場合（1,000㎡以下となる場合は、廃止届出書を提出していただきます。）
 - （4）大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加する店舗面積が1,000㎡又は直近の届出面積（基礎面積）の1割に相当する面積のいずれか小さい面積を超えない場合
 - （5）駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させる場合
 - （6）荷さばき施設の面積を増加させる場合
 - （7）廃棄物等の保管施設の容量を増加させる場合
 - （8）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行う場合